

# 広報

Ako City  
Public  
Relations



JAPAN HERITAGE

日本遺産

# あこ

2024

# 4

## No.868

令和6年4月10日発行



赤穂市  
公式 **LINE**  
暮らしに便利な情報を  
**LINE**でお届けします



防災行政無線の放送内容は、

TEL 0120・969・711 または TEL 43・7070

でご確認いただけます。スマホでの確認はこちらから▷



# 令和6年度予算

令和6年第1回赤穂市議会定例会において成立した、予算のあらましについてお知らせします。

## 写真で見る予算

### 自動録音電話機等普及促進事業



事業費 110万円  
県支出金 110万円

特殊詐欺の手口が年々、複雑巧妙化し、兵庫県内における被害が過去最悪のペースで増加していることを踏まえ、特殊詐欺被害を未然に防ぐため、自動録音電話機等を購入する費用を補助します。

### 婚活支援事業



事業費 10万円  
一般財源 10万円

少子化対策として、出会いの場やきっかけづくりの機会を創出し、婚活を支援するため、ひょうご出会いサポートセンターが運営するマッチングシステム「はばたん会員」への登録手数料を助成します。

### 育児健康支援事業



事業費 357万円  
国庫支出金 77万円  
一般財源ほか 280万円

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業において、居宅訪問型に加え、新たに医療機関での短期入所（ショートステイ）型・通所（デイサービス）型を実施します。

### 乳幼児健診



事業費 402万円  
国庫支出金 40万円  
一般財源 362万円

出産後の切れ目のない健康診査の充実を図るため、従来の4か月児、1歳6か月児、3歳児健診に、1か月児健診を追加し、子どもの身体発育状況や栄養状態、健康状態の確認や育児相談等を実施します。

### 雇用対策事業



事業費 39万円  
一般財源ほか 39万円

市内企業への就職に結びつけるため、就職を検討している高校生等を対象に、工場見学バスツアーを実施します。また、若者の就業意欲を引き出し、就業に結びつけることを目的に、若者就業サポート相談会を実施します。

### 無人航空機整備事業



事業費 190万円  
市債 170万円  
一般財源 20万円

熱源による検索能力等を備えた災害対応ドローンを1機整備することで、火災現場での延焼状況の確認や、大規模災害現場での情報収集、捜索活動能力の向上を図り、災害対応力を強化します。

### 学校給食費補助金



事業費 3,850万円  
その他特定財源 3,850万円

学校給食費の一部（昨今の食材費高騰分に相当する額）を無償化するとともに、第3子以降の学校給食費を完全無償化することで、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。

### 新学校給食センター整備事業



事業費 18億 870万円  
国庫支出金 2億 204万円  
県支出金 800万円  
市債 12億 5,470万円  
一般財源ほか 3億 4,396万円

新学校給食センターについて、令和5年度から3か年計画で整備を実施しています。令和6年度は建設工事等に着手し、令和7年9月の稼働開始に向け整備を進めます。

## 『自然と歴史に生まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち』を目指して



### （施政方針抜粋）

私は、市長に就任して以来、議員各位をはじめ、市民の皆様のご指導、ご理解をいただきながら、市民一人ひとりの力こそがまちづくりの一番の原動力であるという信念を変えることなく、市政の更なる発展に向け全身全霊で取り組んでまいりました。

コロナ禍の3年間を乗り越え、経済の先行きには前向きな動きがみられる一方で、賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然として力強さを欠いています。また、急速に進展する少子化、人口減少社会における出産・子育て支援の充実、更には激甚化・頻発化する自然災害に備えるための防災・減災対策など、重要課題が山積し、地方自治体が果たすべき役割は非常に大きくなっており、

このため、私をはじめ全職員が一層の危機感と緊張感を持ち、この難局に一丸となって全力で立ち向かってまいります。

先般、国においては、足元の物価高に対応しつつ、持続的で構造的な賃上げやデフレからの完全脱却と民需主導の持続的な成長の実現に向け総額112兆6千億円の令和6年度一般会計予算が編成されたところであります。

本市における財政状況は、歳出において、大型投資事業の実施や病院事業会計への経営改善に向けた繰出金のほか、人件費や扶助費などが引き続き高い水準で推移する一方で、歳入において、地方交付税や地方特例交付金においては増収が見込まれるものの、市税などを含めた一般財源収入全体では伸びが期待できないため、依然として基金を取り崩さざるを得ない厳しい財政環境にあります。

このため、第9次赤穂市行政改革大綱に基づき、時代の変化やニーズに的確に対応しつつ、歳入の確保や事務事業の見直しによる財政収支の改善に努めることで、現実の歳入規模に見合った行財政構造を構築してまいります。

### 令和6年度当初予算額 558億1,781万円

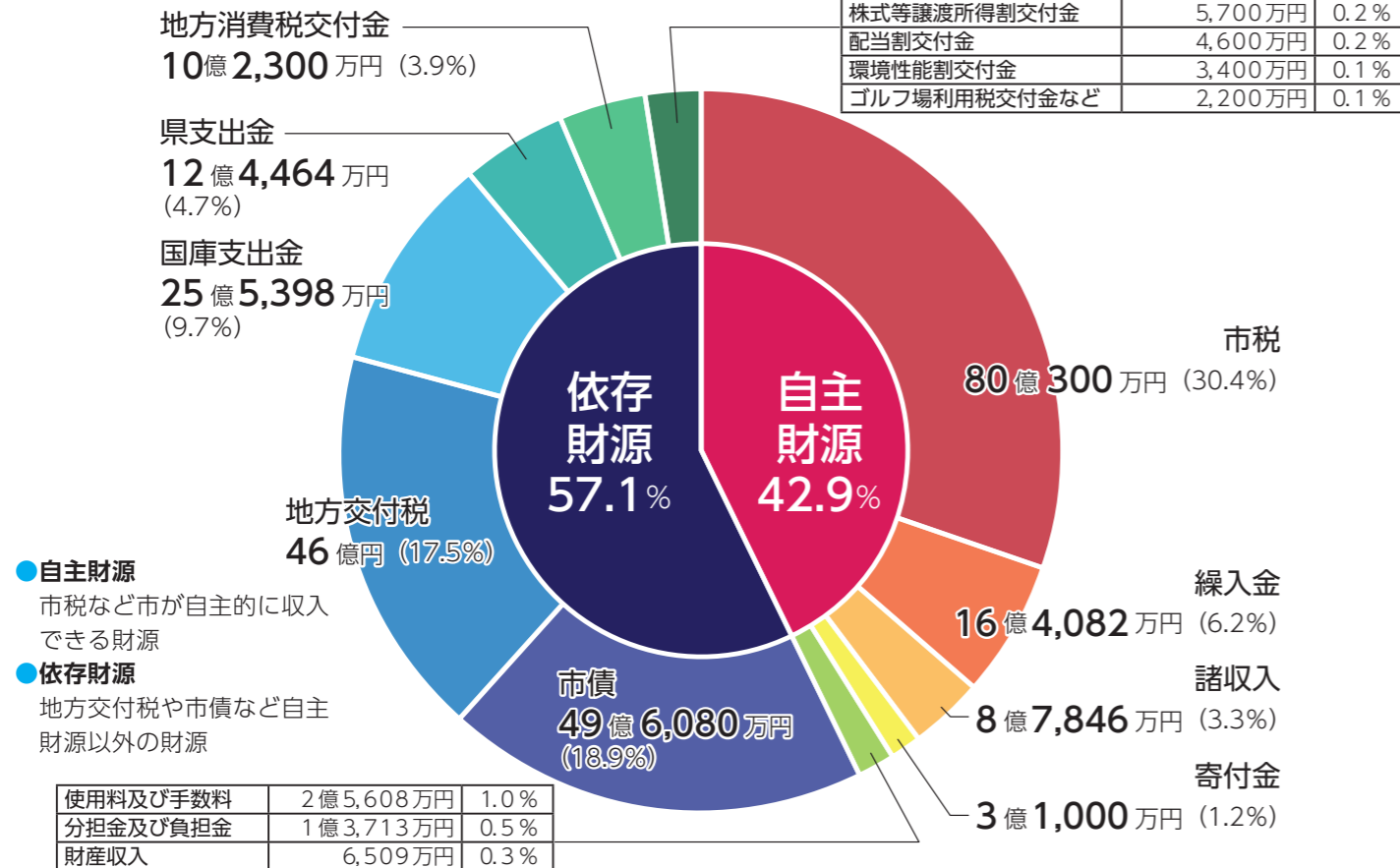
#### 各会計別予算額

| 会計区分 | 令和6年度当初予算額  | 令和5年度当初予算額  | 前年度比(%)     |      |
|------|-------------|-------------|-------------|------|
| 一般会計 | 263億1,000万円 | 228億3,000万円 | 15.2        |      |
| 特別会計 | 国民健康保険事業    | 51億1,000万円  | 51億900万円    | 0.0  |
|      | 職員退職手当管理    | 4億9,500万円   | 5億4,760万円   | △9.6 |
|      | 墓地公園整備事業    | 700万円       | 700万円       | —    |
|      | 介護保険        | 48億3,640万円  | 48億710万円    | 0.6  |
|      | 後期高齢者医療保険   | 8億9,740万円   | 8億3,940万円   | 6.9  |
| 小計   | 113億4,580万円 | 113億1,010万円 | 0.3         |      |
| 企業会計 | 病院事業        | 107億9,727万円 | 113億5,932万円 | △4.9 |
|      | 介護老人保健施設事業  | 4億3,718万円   | 4億441万円     | 8.1  |
|      | 水道事業        | 22億8,515万円  | 19億314万円    | 20.1 |
|      | 下水道事業       | 46億4,241万円  | 45億8,656万円  | 1.2  |
| 小計   | 181億6,201万円 | 182億5,343万円 | △0.5        |      |
| 合計   | 558億1,781万円 | 523億9,353万円 | 6.5         |      |

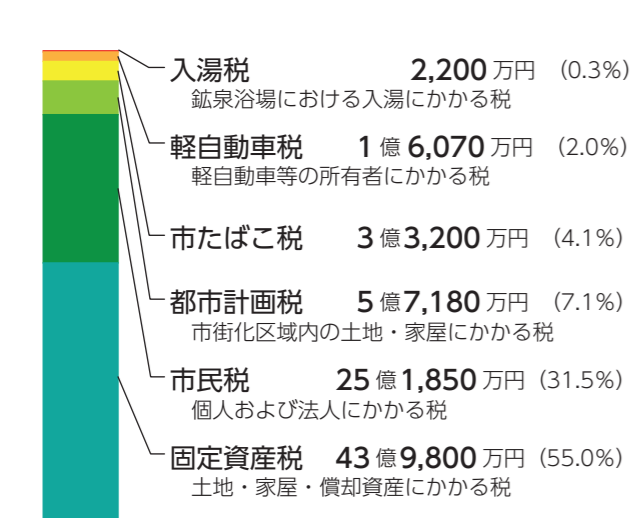
【歳入】

歳入面では、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額の増額が見込めるものの、市税をはじめとした一般財源収入の大きな伸びが期待できないことから、引き続き基金を取り崩さざるを得ない厳しい財政環境に置かれており、財政調整基金、都市施設等整備事業基金などから11億900万円を取り崩すことで財源を確保しました。

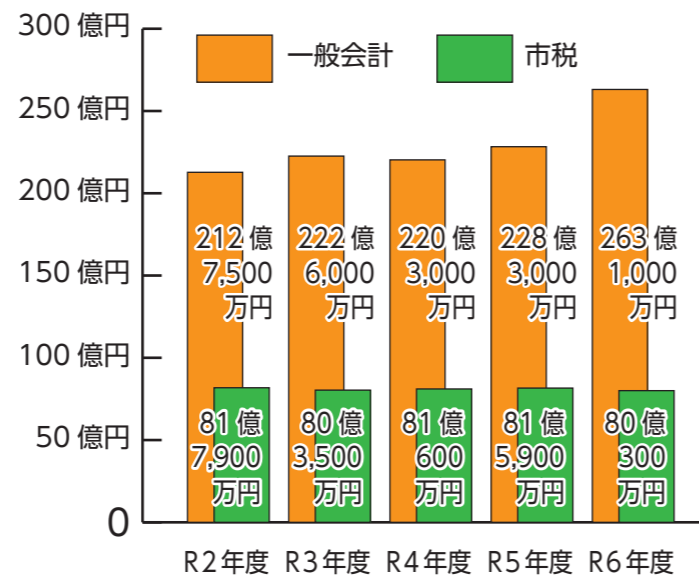
歳入総額 263億1,000万円



市税の内訳 総額 80億300万円



年度別当初予算額と市税の推移

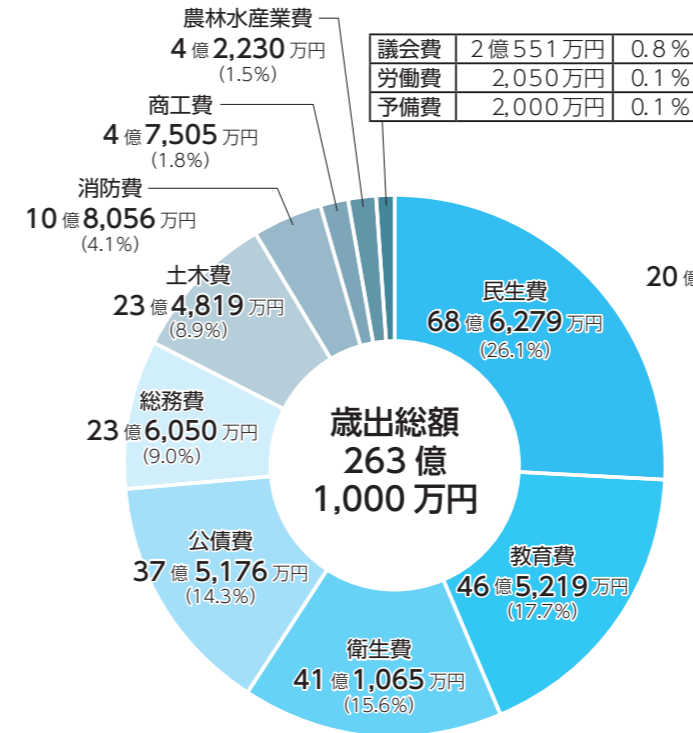


【歳出】

歳出面では、限られた財源の重点的・効率的な配分により、後年度を見据えた財政健全性の確保に努めるとともに、市民に寄り添った施策を推し進め、2030赤穂市総合計画の将来像「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための予算編成としました。

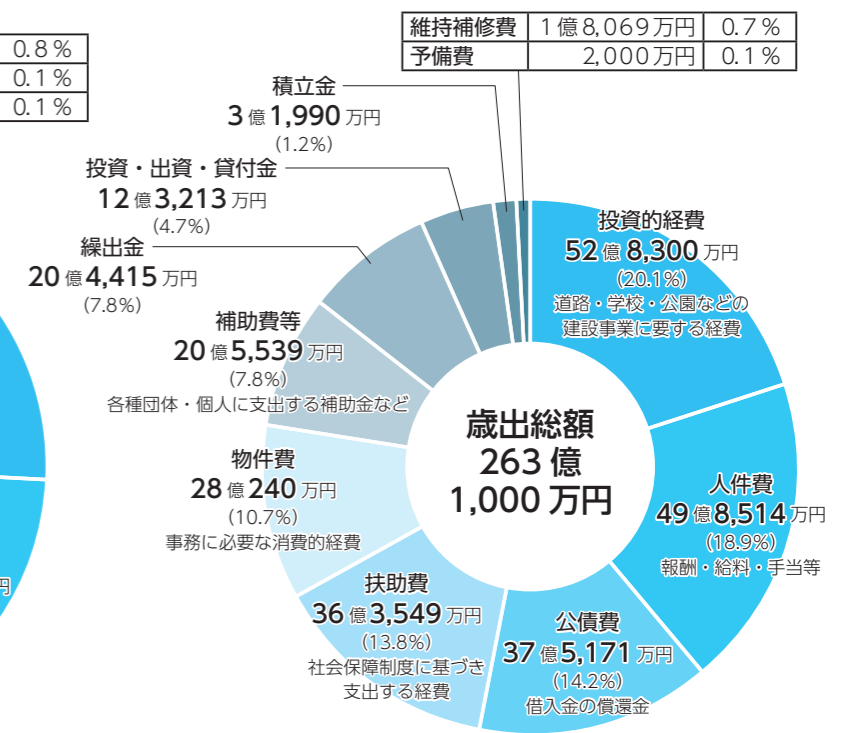
目的別内訳

各行政目的別、つまり各部課ごとの仕事の内容によって分類され、これにより各部課ごとの経費の比重を知ることができます。



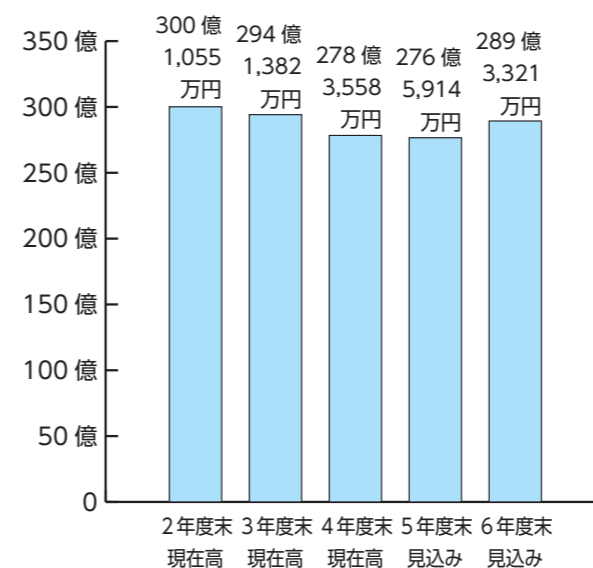
性質別内訳

経済的性質を基準として分類され、これにより経費の構造や財政体質を知ることができます。



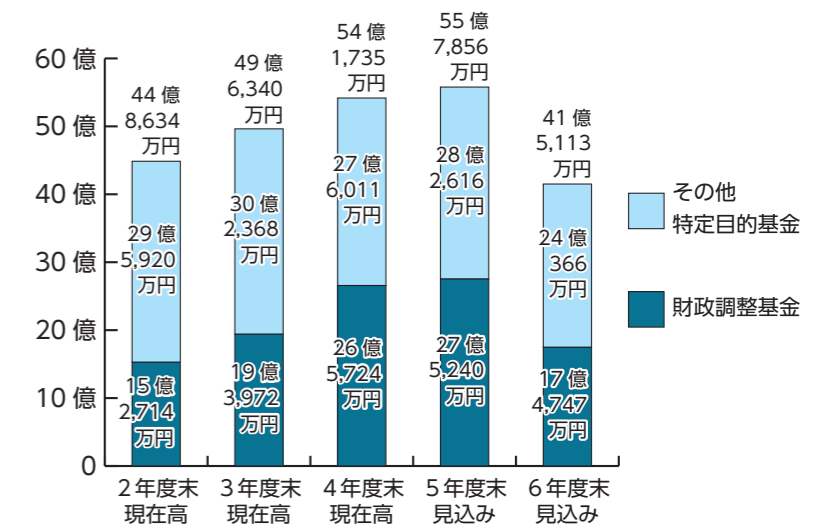
【市債(借金)】

新学校給食センター整備事業などの投資的事業の事業費増により、市債発行額が増加し、市の借金といえる市債の残高は、令和6年度末時点で、289億3,321万円となる見込みです。



【基金(貯金)】

当初予算編成に当たり財源不足が生じたため、財政調整基金のほか各種基金を11億900万円取り崩したので、市の貯金といえる基金の残高は、令和6年度末時点で、41億5,113万円となる見込みです。



# 主要施策

令和6年度予算に盛り込んだ主な施策のうち新規・拡充したものを中心に、2030赤穂市総合計画における市政の4つの柱に分けて整理しました。

## 第1の柱 安心

### 「誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり」

**新規** **養育費履行確保支援事業**  
事業費 **100万円**

ひとり親家庭の人が養育費を確実に受け取れるよう、公正証書等の作成および養育費保証契約に必要な費用を助成します。

☎子育て支援課 TEL 43・6808 FAX 43・7138

**拡充** **子どもの居場所づくり推進事業**  
事業費 **265万円**

子ども食堂や学習支援をする団体、および生活に困窮している子育て家庭等に食材配布や相談支援をする団体へ補助し、子どもの健やかな育ちを支援します。

☎子育て支援課 TEL 43・6808 FAX 43・7138

**新規** **こども家庭センターの設置**  
全ての子どもとその家族、妊産婦のさまざまな悩みや不安に対してアドバイスしたり、他の専門機関と連携して包括的に支援する機関として、「こども家庭センター」を新設しました。児童虐待やヤングケアラーなどの、子どもに関する相談も受け付けます。

☎子育て支援課 TEL 43・6808 FAX 43・7138

婚活・子育て支援の情報は、8・9ページに掲載しています。

**新規** **介護職員養成研修費助成事業**  
事業費 **135万円**

新たな介護人材の確保および介護職員の資質向上を目的として、対象研修の受講費用の一部を助成します。詳細は右のQRコードからご覧ください。



☎医療介護課介護保険係  
TEL 43・6947 FAX 43・7138

**拡充** **生きがいデイサービス事業**  
事業費 **322万円**

会場を老人福祉センター万寿園からひょうご憩いの宿赤穂ハイツに変更して、高齢者の仲間づくりや健康増進、心身機能の維持向上を図ることを目的とした生きがいデイサービス事業を実施します。

☎社会福祉課いきがい福祉総務係  
TEL 43・6809 FAX 45・3396

予防接種の情報は、10・11ページに掲載しています。

**拡充** **予防接種費助成事業**  
事業費 **761万円**

令和6年度から満50歳以上の市民を対象として、带状疱疹ワクチン接種費用の助成をし、発症予防に努めます。

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

## 第2の柱 快適

### 「自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり」

**拡充** **地域公共交通計画推進事業**  
事業費 **149万円**

地域公共交通活性化協議会において了承された地域公共交通計画に基づき、持続可能な公共交通の維持・確保を図ります。

☎企画政策課 TEL 43・6867 FAX 43・6822

**継続** **ごみ処理施設整備事業**  
事業費 **14億2,930万円**

新施設へ移行するまでの間の安定稼働を図るため、令和4年度から3か年計画で行っている大規模改修工事を引き続き実施します。

☎美化センター TEL 42・3841 FAX 42・3486

## 第3の柱 元気

### 「産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり」

**新規** **農村型地域運営組織形成推進事業**  
事業費 **1,000万円**

複数の農村集落の機能を補完する農村型地域運営組織(農村RMO)の形成を推進するため、農村RMOが行う実証事業等の取り組みを支援します。

☎農林水産課農林水産係  
TEL 43・6840 FAX 43・6892

**拡充** **定住支援推進事業**  
事業費 **980万円**

令和6年度は、これまでの施策に加え、東京圏から赤穂市への移住に係る支援を拡充し、新たに地方就職学生支援を実施します。

☎(一社)あこう魅力発信基地  
TEL 43・6931 FAX 46・3400

## 第4の柱 人

### 「歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり」

**拡充** **部活動活性化推進事業**  
事業費 **878万円**

中学校の部活動について、部活動の地域移行に向け、環境づくりを進めます。

☎教育委員会学校教育課  
TEL 43・6860 FAX 43・6895

**拡充** **特別支援教育指導補助員配置事業**  
事業費 **3,889万円**

特別支援教育について、通常学級においてもきめ細やかで適切な指導を受けることができるよう、特別支援教育指導補助員を増員します。


☎教育委員会学校教育課  
TEL 43・6860 FAX 43・6895

**拡充** **総合計画(基本計画)見直し事業**  
事業費 **390万円**

新たな行政課題に的確に対応するため、2030市総合計画の後期5か年に向けて基本計画の見直しを行うとともに、新たな総合戦略を策定します。

☎企画政策課 TEL 43・6867 FAX 43・6822

令和6年度予算に関する詳細は市のホームページで公開しています。  
▷赤穂市ホームページ  
「令和6年度当初予算について」  
<https://www.city.ako.lg.jp/soumu/zaisei/2024yosan.html>



～婚活を支援します～

■婚活支援事業

ひょうご出会いサポートセンターが運営する「はばタン会員」の年間登録費用相当額(5,000円)を婚活支援金として助成します。

☎子育て支援課 TEL 43・6808 FAX 43・7138



赤穂市ホームページ  
「婚活支援事業」

～ひとり親家庭の人が養育費を確実に受け取れるよう支援します～

■養育費履行確保支援事業

ひとり親家庭の人が養育費を確実に受け取れるよう、公正証書等の作成および養育費保証契約に必要な費用を助成します。

- 対象者 ひとり親家庭の父または母
- 助成内容 ①公正証書等作成に要する経費 ②養育費保証契約に要する経費
- 助成金額 ①、②いずれも上限 50,000 円
- 申請期限 助成金の支給の対象となる費用を支払った日の翌日から 1 年以内
- その他 申請は①、②いずれも 1 人 1 回限りです。

☎子育て支援課 TEL 43・6808 FAX 43・7138



赤穂市ホームページ  
「養育費履行確保支援事業」

～ひとり親家庭の子どもの修学を支援します～

■母子世帯等奨学金

市内に住所を有する母子世帯、父子世帯、または父母のいない世帯の児童で、能力が有るにもかかわらず経済的理由により修学困難な人に対して、選考のうえ奨学金を支給します。

- 対象者 高校生など(1年生～3年生) ※過去に選考に漏れた人も申請することができます。
- 支給金額 月額9,000円(7月・9月・1月の年3回に分けて支給)
- 申請書類 子育て支援課にて配布します。
- 配布期間 4月8日(月)～19日(金) 午前8時30分～午後6時(土日は除く)
- 提出期限 5月31日(金)

☎子育て支援課 TEL 43・6808 FAX 43・7138

■子育て世帯を対象にした各種助成事業

☎子育て支援課 TEL 43・6808 FAX 43・7138

| 事業名称   | チャイルドシート<br>購入費助成事業   | 幼児2人同乗用<br>自転車購入費助成事業   | 第3子いきいき<br>子育て応援事業  |
|--------|---|---|---|
| 助成金額   | 購入費の1/2<br>(限度額8,000円)  | 購入費の1/2<br>(限度額40,000円)   | 次の金額を赤穂商工会議所が発行する商品券で支給します。<br>①出産祝金: 50,000円<br>②入学祝金: 30,000円         |
| 対象者    | 申請日において1年以上市内に住所を有し、自らが養育する6歳未満の幼児のためにチャイルドシートを購入した人。<br>(ジュニアシート等へ買い替えた場合も対象となりますが、幼児1人につき1台に限ります) | 次の要件をすべて満たす人<br>▷申請日において1年以上市内に住所を有し、かつ申請日まで引き続き居住していること<br>▷申請日において、幼児(小学校就学前)を2人以上養育していること<br>▷本人または同一の世帯の人が、幼児2人同乗用自転車の購入費に係る助成金の交付を受けていないこと | 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する人<br>▷第3子以降の子を出産した保護者<br>▷第3子以降の子が小学校または中学校に入学した保護者 |
| 申請期限   | 購入後1年以内   | 購入後4年以内   | ①出産の日から1年以内<br>②令和6年4月30日(火)  |
| ホームページ |   |   |   |

～病児保育が必要なときは～

■病児・病後児保育事業

子どもが病気中や病気の回復期にあり、保護者の勤務の都合や疾病、事故等の理由で家庭において保育ができないとき、一時的にお預かりします。病児・病後児保育室または子育て支援課で事前登録が必要です。

- 利用対象 生後6か月～小学校6年生
- 開設場所 市民病院4階 病児・病後児保育室
- 利用時間 月～金の午前8時～午後6時(祝日、年末年始を除く)
- 利用料金 1回1人につき2,000円(生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料)
- その他 入院加療が必要な場合や感染力の強い疾患など、利用をお断りする場合があります。

☎市民病院 病児・病後児保育室 TEL 43・6460 FAX 43・0351(市民病院総務課)

～子どもを連れて行けない用事があるときなどは～

■乳幼児一時預かり事業

保育資格を持つ職員が、乳幼児を一時的にお預かりします。利用には事前登録が必要です。保護者の本人確認書類、利用する子どもの健康保険証、乳幼児医療費受給者証を持参の上、親子で一時預かり保育室までお越しください。

- 利用対象 市内に住所を有する生後6か月～就学前までの集団保育が可能な乳幼児
- 開設場所 赤穂すこやかセンター1階 一時預かり保育室
- 利用時間 月～金の午前9時～午後5時(1日6時間まで。祝日、年末年始を除く)
- 利用料金 子ども1人につき、1時間あたり500円(利用時間が1時間を超えた場合は30分ごとに250円)
- 利用方法 利用希望の前日までに予約をしてください。1か月前から予約可能です。

☎乳幼児一時預かり保育室 TEL / FAX 46・8707

～保育所・幼稚園への送迎や一時預かりなど、育児に援助が必要なときは～

■赤穂市ファミリーサポートセンター(ファミサポ)

育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がお互いに会員となり、子育て中の人や働く人の家庭を地域で支援し、安心して育児ができる環境をサポートします。利用には事前の会員登録が必要です。保護者の顔写真2枚を持参の上、赤穂市ファミリーサポートセンター(赤穂市総合福祉会館内)までお越しください。

利用料金、援助内容など詳細は市ホームページ(右のQRコード)をご覧ください。

- 利用対象 0歳～小学校6年生
- その他 援助を行う提供会員(子どもを預かることができる人)も募集しています。

☎赤穂市ファミリーサポートセンター TEL / FAX 42・4011



～子ども食堂などの運営を支援します～

■子どもの居場所づくり事業

貧困を抱えた世帯やひとり親世帯等の子どもを対象に、食事の提供や学習支援を通じた子どもの居場所づくりを行う団体に対し、運営費用の一部を助成します。

- 補助要件
  - ▷子ども食堂 市内において、継続的に原則月1回または2回以上実施し、1回あたりの子どもへの食事提供数が10食以上であること。
  - ▷学習支援 市内において、継続的に原則週1回以上、1回あたり1時間以上実施し、1回あたりの子どもの参加人数が概ね3名以上であること。
  - ▷つながりの場づくり 市内において、フードパントリー等による継続的な食材配布を随時行い、相談支援を原則月2回以上実施すること。

●申請書類 子育て支援課にて配布します。

●募集期間 4月10日(水)～26日(金)

☎子育て支援課 TEL 43・6808 FAX 43・7138

## 予防接種に関するお知らせ

### ■子どもの予防接種

子どもの定期予防接種は、接種する年齢・月齢が決められています。抵抗力(免疫)をつけるため、接種間隔を守って予防接種を受けましょう。

●費用 無料

●実施医療機関 市ホームページなどをご確認ください。

●申込方法 実施医療機関に電話などで直接申し込んでください。

●持参物 親子健康手帳(母子健康手帳)、予診票(記入のうえ持参してください)(注1)



子どもの予防接種  
ホームページ

| 種類                                |                    | 接種対象者   | 接種回数・接種方法                               |
|-----------------------------------|--------------------|---|---|
| 小児の肺炎球菌感染症                        |                    | 生後2月～60月  | 1回～4回(注2)                               |
| ロタウイルス                            |                    | 生後6週～24週または32週  | 2回～3回(注3)                               |
| B型肝炎                              |                    | 1歳未満  | 3回                                      |
| BCG                               |                    | 1歳未満  | 1回                                      |
| 5種混合<br>(ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風およびヒブ) | 第1期初回              | 生後2月～90月  | 3回<br>(20日以上の間隔をあける)                    |
|                                   | 第1期追加              |   | 1回<br>(初回接種終了後6月以上の間隔をあける)              |
| 2種混合<br>(ジフテリア・破傷風)               | 第2期                | 小学6年生(11歳以上13歳未満)   | 1回                                      |
| 水痘                                |                    | 生後12月～36月   | 2回                                      |
| 麻しん風しん混合<br>麻しん<br>風しん            | 第1期                | 生後12月～24月   | 1回                                      |
|                                   | 第2期                | 5歳以上7歳未満で<br>小学校入学前の1年間   | 1回                                      |
| 日本<br>脳炎                          | 平成19年4月<br>2日以降生まれ | 第1期初回   | 生後6月～90月                                |
|                                   |                    | 第1期追加   | 2回(6日～28日の間隔をあける)<br>1回(初回接種終了後おおむね1年後) |
|                                   | 第2期                | 9歳以上13歳未満   | 1回                                      |
| 平成7年4月2日～<br>平成19年4月1日生まれ         |                    | 20歳未満までは、残りの回数の予防接種を受けることができます。<br>定期予防接種の年齢ではなかった7歳半～9歳未満、13歳以上20歳未満でも接種可能 |   |
| ヒトパピローマウイルス感染症                    |                    | 小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女子  | 2回～3回(注3)                               |
|                                   |                    | 平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子  | 令和7年3月31日までの間に、残りの回数を接種することができます。       |

注1：市外医療機関で接種希望の人は、接種依頼書が必要です。事前に保健センターに連絡してください。

注2：開始時期により接種回数が異なります。

注3：ワクチンの種類により期間・回数が異なります。

### ■風しんの抗体検査・予防接種費助成

| 定期接種以外の対象者(注4)  | 助成金額                    |        |
|---|-------------------------|--------|
| これまで風しんにかかったことがなく、予防接種を受けたことがない人のうち次の㉗～㉙のいずれかに該当する人で、定期接種対象者でない人<br>㉗：24歳以上50歳未満の妊娠を予定または妊娠を希望する女性<br>㉘：㉗の配偶者<br>㉙：妊婦の同居の家族 | 抗体検査                    | 2,500円 |
|   | 予防接種(注5)<br>(麻しん・風しん混合) | 5,000円 |
|   | 予防接種(注5)(風しん)           | 3,500円 |

注4：事前に保健センターで手続きが必要です。

注5：予防接種は、抗体検査の結果、十分な抗体がない人が対象です。

風しんの流行拡大防止対策として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象に風しんの抗体検査及び予防接種の実施が延長されることとなりました。クーポン券に記載されている有効期限にかかわらず、令和7年2月まで有効期限が延長されていますので、ご利用ください。

| 対象者                       | クーポン券の<br>発送時期 | 延長後の<br>有効期限 | 自己負担 |
|---------------------------|----------------|--------------|------|
| 昭和37年4月2日～昭和41年4月1日生まれの男性 | 令和3年4月         | 令和7年2月       | 無料   |
| 昭和41年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性 | 令和2年4月         |              |      |
| 昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性 | 平成31年4月        |              |      |
| 令和4年度に再発行された人             |                |              |      |
| 令和5年度に再発行された人             |                |              |      |

※クーポン券を紛失された場合は、再発行することができます。保健センターに連絡してください。

### ■高齢者の肺炎球菌感染症予防接種費助成

| 対象者          |   | 助成回数 | 自己負担   |
|--------------|---|------|--------|
| 定期接種<br>(注6) | 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を受けたことがない次の①・②に該当する人<br>①65歳の人(注7)<br>②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいがある人、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人 | 1回   | 4,000円 |

| 対象者            |   | 助成回数 | 助成金額   |
|----------------|---|------|--------|
| 定期接種<br>以外(注8) | 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を受けたことがない65歳以上の人で定期接種の対象でない人 | 1回   | 4,100円 |

注6：市外医療機関で接種希望の人は、接種依頼書が必要です。事前に保健センターに連絡してください。

注7：65歳以上66歳未満の人(65歳の誕生日の前日から、66歳の誕生日の前日まで)

注8：事前に保健センターで手続きが必要です。市外医療機関で接種を受けた人は、すみやかに助成金の請求手続きをしてください。

### ■带状疱疹ワクチン接種費助成

●対象者 市内に住所を有する満50歳以上の人

●助成金額・回数 1人1回4,000円

※ワクチンの種類によっては、2回接種が必要となりますが、ワクチンの種類を問わず、1人1回のみ助成となります。

●助成方法 接種前に事前に保健センターで助成券の発行手続きが必要です。市外の医療機関で接種される場合、医療機関で接種費用を支払っていただいた後、保健センターで助成金の請求手続きが必要です。なお、接種費用は医療機関によって異なります。

### ●赤穂市内の带状疱疹予防接種実施医療機関

赤穂市ホームページに赤穂市内の带状疱疹予防接種実施医療機関を掲載しています。



### ●带状疱疹予防接種とは

带状疱疹は、多くの人がかどもの時に感染する水痘(水ぼうそう)のウイルスが原因で起こります。水痘が治った後も、ウイルスは体内(神経節)に潜伏し、過労やストレスなどで免疫機能が低下すると、ウイルスが再び活性化して、带状疱疹を発症します。発症すると皮膚の症状だけでなく、神経にも炎症を起こし痛みが続くこともあります。

带状疱疹の予防接種には、生ワクチン「ビケン®」と不活化ワクチン「シングリックス®」の2種類があり、ワクチンの種類により接種回数、発症予防効果等が異なります。

なお、带状疱疹ワクチンは予防接種法に定められた定期接種ではないため、万一、被接種者に健康被害が生じた時は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に基づく救済の対象となる場合があります。

# 市職員の人事異動

令和6年4月1日付で次のとおり人事異動を発令しました。

今回の人事異動は、市民病院が公立病院として役割を十分果たしながら、経営改善に引き続き取り組むため、病院事業管理者を設置するとともに、不在となっている行政職の副院長を配置します。

また、複雑・多様化する行政課題に的確に対応するため、新たな役職ポストを新設するなど、限られた職員を適材適所に配置することにより執行体制の整備に努めました。

人事交流については、新たに兵庫県市長会へ事務職員1名を派遣するとともに、引き続き兵庫県農業共済組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合へ事務職員をそれぞれ1名派遣するほか、西播磨県民局光都農林振興事務所及び光都土木事務所へも技術職員をそれぞれ1名派遣します。

## ●執行体制の整備

### ①市民病院の経営改善の推進

▷公立病院として引き続き安全・安心な医療を提供しながら、経営改善策を着実に取り組むことができるよう、新たに病院事業管理者を任命するとともに、効率的な経営や組織運営を図ることを目的に行政職の副院長を配置する。

▷新院長を補佐する院長代行を新たに設置するとともに、副院長に女性を登用(内科部長兼務)し、診療体制を充実させる。

### ②子ども・子育て支援対策

▷母子保健機能と児童福祉機能とを一体化した「こども家庭センター」を設置し、妊娠や出産、子ども・子育てに関する相談支援を行うとともに、児童虐待やヤングケアラーなど困難を抱えた子どもへの対応など包括的に実施する。

### ③その他

▷道路や橋梁等の新設改良及び維持管理を適切に推進するため、土木担当部長を新設する。

▷後期高齢者医療制度等の事務を円滑に執行するため、医療係長に加え後期高齢者・福祉医療担当係長を配置する。

▷母子保健指導の充実を図るため、保健センターに保健指導担当係長を配置する。

▷登録DMOへの移行に向け、(一社)あこぎ魅力発信基地への派遣事務職員を1名増員する。

▷農林水産課施設係を農林整備係に名称変更するとともに、土地改良施設の改良及び維持管理を適切に推進するため、施設担当係長を新設する。

▷文化財の保存、調査、活用の推進を図るため、文化財担当参事(部長級)を新設するとともに、市史編さんに学芸員1名を増員する。

## ●女性職員の登用

▷係長職昇任7名中、女性職員1名を登用(生涯学習係長)。

※参考 公営企業などを除く女性管理監督職(係長以上)は19名(16.4%)

## ■特別職

▶病院事業管理者＝**高原秀典**(市民病院院長)

## ■部長職

▶建設部長(理事)＝**潤口彰利**(都市計画推進担当部長・理事)▶産業振興部長(理事)(昇格)＝**関山善文**(市民部長)▶市民病院副院長(理事)＝**岸本慎一**(総務部長・理事)▶危機管理監(昇任)＝**池尾和彦**(市長公室秘書広報課長・参事)▶総務部長＝**明石一成**(産業振興部長)▶市民部長(昇任)＝**末井善生**(総務部人事課長・参事)▶土木担当部長兼土木

課長事務取扱(昇任)＝**坂本良広**(建設部土木課長・参事)▶教育次長・指導担当＝**河本学**(兵庫県教育委員会より)(新任)▶教育委員会学校給食センター担当参事＝**正木洋志**(教育委員会学校給食センター担当参事兼学校給食センター所長事務取扱)▶教育委員会文化財担当参事兼文化財課長事務取扱(昇任)＝**中田宗伯**(教育委員会文化財課長兼市史編さん担当課長・参事)▶上下水道部技術担当部長＝**山田裕之**(上下水道部技術担当部長兼下水道課長事務取扱)

## ■課長職

▶市長公室企画政策課長(参事)(昇格)＝**古谷周**(総務部デジタル化推進担当課長)▶市民部美化センター所長(参事)(昇格)＝**澁谷晃**(産業振興部農業共済担当課長)(兵庫県農業共済組合派遣)▶健康福祉部保健センター所長兼児童発達支援事業運営管理者兼こども家庭センター統括支援員(参事)(昇格)＝**日笠二三枝**(健康福祉部保健センター所長兼児童発達支援事業運営管理者)▶健康福祉部介護保険担当課長(参事)(昇格)＝**廣村晋也**(会計課長兼出納担当係長事務取扱)▶建設部都市計画課長(参事)(昇格)＝**澁江慎治**(建設部都市計画課長)▶産業振興部農林水産課長併せ農業委員会事務局長(参事)(昇格)＝**有吉央**(産業振興部農林水産課長併せ農業委員会事務局長)▶市民病院総務課長兼管理係長事務取扱(参事)(昇格)＝**三上貴裕**(市民部市民課長)▶会計課長兼出納担当係長事務取扱(昇任)＝**平松貴之**(総務部税務課固定資産税係長・主幹)▶市長公室秘書広報課長＝**玉木哲也**(市長公室企画政策課長)▶総務部デジタル化推進担当課長(昇任)＝**木村淳宏**(総務部行政課情報政策係長・主幹)▶総務部人事課長＝**平松孝朗**(市民病院総務課長)▶市民部市民課長＝**山本政秀**(市民病院経営企画担当課長)▶健康福祉部子育て支援課長兼こども家庭センター長＝**前田光俊**(健康福祉部子育て支援課長)▶建設部公園街路課長＝**笠原裕之**(教育委員会スポーツ推進課長)▶産業振興部農業共済担当課長(兵庫県農業共済組合派遣)＝**西岐厚志**(市民部美化センター所長)▶教育委員会学校給食センター所長(昇任)＝**山田善達**(学校給食センター事業担当係長・主幹)▶教育委員会学校教育課長＝**杉山建一**(兵庫県教育委員会より)(新任)▶教育委員会スポーツ推進課長＝**岸本年正**(健康福祉部介護保険担当課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長)▶消防本部救急課長＝**有岡幹記**(消防本部救急課長兼救急指導担当第2係長事務取扱)▶上下水道部下水道課長(昇任)＝**山家啓一郎**(上下水道部下水道課工務係長・主幹)▶市民病院財務課長兼経営企画担当課長＝**竹田勝彦**(市民病院財務課長)

## ■保育所関係

▶赤穂保育所長＝**有吉貴美**(塩屋保育所長)▶塩屋保育所長＝**古谷真理**(尾崎保育所長)▶尾崎保育所長＝**松本智子**(御崎保育所長)▶御崎保育所長＝**田口和嘉子**(有年保育所長)▶有年保育所長(昇任)＝**徳丸真弓**(赤穂保育所主任保育士)

## ■市民病院関係

▶院長(昇任)＝**林晃史**(副院長兼泌尿器科部長兼経営企画室長)▶院長代行兼消化器内科部長兼医療安全推進室長(昇任)＝**高尾雄二郎**(副院長兼消化器内科部長兼医療安全推進室長)▶副院長兼循環器科部長(昇任)＝**大橋佳隆**(診療部長兼循環器科部長)▶副院長兼内科部長兼経営企画室長(昇任)＝**高原典子**(診療部長兼内科部長)▶診療部長兼外科部長兼消化器外科部長(昇任)＝**新田隆士**(副診療部長兼外科部長兼消化器外科部長)▶診療部長兼消化器内科部長兼感染対策室長(昇任)＝**三井康裕**(副診療部長兼消化器内科部長兼感染対策室長)▶看護部長(昇任)＝**高木睦子**(副看護部長)▶副診療部長兼脳神経外科部(昇任)＝**野島邦治**(脳神経外科部長兼有年診療所長)▶副看護部長(昇任)＝**明石千香子**(看護師長)▶副看護部長(昇任)＝**北村真紀**(看護師長)▶内科部長(昇任)＝**上田康雅**(内科医長)▶整形外科部長(昇任)＝**中元健一**(整形外科医長)▶看護師長(昇任)＝**白田奈津子**(主任看護師)

## ■教職員の異動

▶城西小学校校長＝**北里浩士**(赤穂小学校長)▶高雄小学校長＝**中元宜美**(赤穂西小学校長)▶赤穂西小学校長＝**池田達哉**(高雄小学校長)▶赤穂小学校長＝**田中豊史**(赤穂市教育委員会学校教育課長)▶赤穂西中学校長＝**猪谷和寛**(赤穂中学校長)▶赤穂中学校長＝**小溝健二**(赤穂東中学校長)▶赤穂東中学校長＝**入潮賢和**(赤穂市教育委員会教育次長・指導担当)▶有年中学校教頭＝**鳥山英樹**(坂越中学校教頭)▶坂越中学校教頭＝**矢野昭博**(有年中学校教頭)

## ■退職者

▶**高原秀典**(市民病院院長)▶**喜多川千種**(市民病院副院長兼看護部長)▶**入潮賢和**(教育委員会教育次長・指導担当)▶**塩田哲広**(市民病院診療部長兼呼吸器科部長)▶**五十嵐美衛**(市民病院副診療部長兼小児科部長)▶**原美紀**(市民病院看護師長)▶**中山文子**(市民病院看護師長)▶**松村学**(建設部公園街路課長)▶**田中豊史**(教育委員会学校教育課長)▶**矢野由香**(赤穂保育所長)

## ■教職員の退職者

▶**河本学**(城西小学校長)(赤穂市教育委員会へ)▶**杉山建一**(赤穂西中学校校長)(赤穂市教育委員会へ)

福浦でトレックウォーク開催



「トレックウォーク in ふくうら」が開催され、大勢が参加しました。  
(3/9 福浦)

第11分団詰所が竣工



赤穂市消防団第11分団詰所が、このほど建て替えられ、竣工しました。  
(3/10 周世)

ホタル舞う加里屋川を目指して



河川愛護意識の向上を目的として、赤穂小学校3年生児童により加里屋川へホタルの幼虫が放流されました。  
(3/11 加里屋川)

卒業おめでとうございます

市内各所で卒業証書授与式や修了式が開催されました。



声を合わせて元気よく歌う修了児たち  
(3/19 坂越幼稚園)



お別れの言葉を述べる卒業生たち  
(3/21 城西小学校)

空手の全国大会で活躍!



市内の空手道場所所属の三選手(右から藪下夢翔さん、安田笑子さん、三村真央さん)が、市長を表敬訪問し、全国大会への出場を報告しました。  
(3/12 市役所)

エコクラブ修了式



身近な地域をフィールドとして、環境について広く学ぶ「赤穂こどもエコクラブ」の修了式が開催されました。(22ページに関連記事を掲載)  
(3/17 市役所)

バスの乗り方を学ぶ



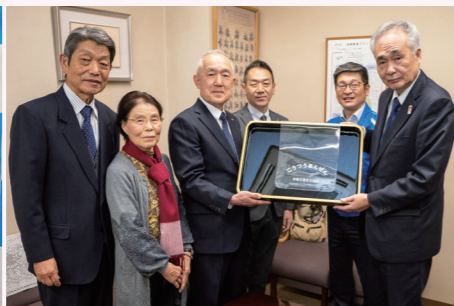
4月2日からの市内循環バス「ゆらのすけ」尾崎・御崎ルート運行開始に先立ち、尾崎公民館および御崎公民館でバスの乗り方教室が開催されました。  
(3/19 御崎公民館)

日本遺産写真展授賞式



「2024 みんなでつくる赤穂市日本遺産写真展」の授賞式が開催されました。  
(3/21 市役所)

寄贈ありがとうございます



赤穂市交通安全協会から、令和6年度の新一年生への配布用「ランドセルカバー」が寄贈されました。  
(3/15 市役所)

寄贈ありがとうございます



三菱電機株式会社システム製作所赤穂工場から「炊飯器」3台が寄贈されました。  
(3/18 総合福祉会館)

赤穂市立図書館は「日本海水赤穂ライブラリー」となりました

☎教育委員会図書館 TEL 43・0275 FAX 43・6291

「ネーミングライツ・パートナー」を募集していた赤穂市立図書館の愛称が「日本海水赤穂ライブラリー」となりました。

- ネーミングライツ・パートナー 株式会社日本海水
- 契約期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)



3月21日(木)、市役所でネーミングライツ・パートナー契約が締結されました。

赤穂市立野外活動センターは「トラストホープ赤穂御崎アウトドアセンター」となりました

☎教育委員会スポーツ推進課 TEL 43・6869 FAX 43・6895

「ネーミングライツ・パートナー」を募集していた赤穂市立野外活動センターの愛称が「トラストホープ赤穂御崎アウトドアセンター」となりました。

- ネーミングライツ・パートナー 神姫トラストホープ株式会社
- 契約期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)

赤穂海浜スポーツセンターは引き続き「赤穂の天塩海浜スポーツセンター」となりました

☎公園街路課 TEL 43・6828 FAX 43・6974

「ネーミングライツ・パートナー」を募集していた赤穂海浜スポーツセンターの愛称が、引き続き「赤穂の天塩海浜スポーツセンター」となりました。

- ネーミングライツ・パートナー 赤穂化成株式会社
- 契約期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年間)



## あなたの未来が変わる 90 日チャレンジ!! ～短期集中通所型サービスが始まります～

☎地域包括支援センター TEL 42・1201 FAX 42・1260

今年度より、「短期集中通所型サービス」を介護予防・日常生活支援総合事業の新たなメニューとして実施します。初めて通所型サービス(デイサービス)の利用を希望する方には、「短期集中通所型サービス」を利用いただき、自宅で取り組む運動や生活の工夫を、リハビリ専門職が利用者と一緒に考えていきます。

## 令和 6 年度 生活習慣病健診を実施します

☎保健センター TEL 46・8701 FAX 46・8705

「令和 6 年度赤穂市生活習慣病健康診査のご案内」に添付しているはがき、または市ホームページから申込書をダウンロードして、検診を申し込んでください。

ご案内は、広報あこう 3 月号と同時配布しているほか、保健センター、市役所 1 階情報コーナー(市民課前)、各地区公民館、総合福祉会館に配架しています。

## 赤穂市いずみ会による第 1 回男性料理教室が開催されます

●問い合わせ・申し込み先 赤穂市いずみ会事務局(保健センター) TEL 46・8701 FAX 46・8705

料理初心者大歓迎!料理の基本を学び、身近な人に喜ばれる料理を楽しく作ってみませんか。

- 日 時 5月23日(木)午前10時～
- 場 所 赤穂すこやかセンター 2階調理室
- 対 象 市内在住の男性
- 募集人数 先着10名
- 受講料 材料費(500円程度)
- 内 容 安価で簡単な季節を感じる料理を作ります。
- 申込期限 5月10日(金)

### 食育レシピ



#### 簡単ちらし寿司 しめさばのちらし寿司



(料理協力:赤穂市いずみ会)

\*1人分栄養素\* エネルギー 403kcal 塩分 2.1g

#### ■材 料(4～5人分)

|              |        |                |      |
|--------------|--------|----------------|------|
| 米・・・・・・・・・・  | 2合     | 酢・・・・・・・・・・    | 大さじ4 |
| しめさば・・・・・・・・ | 1枚(半身) | A { 砂糖・・・・・・・・ | 大さじ1 |
| きゅうり・・・・・・・・ | 1本     | 塩・・・・・・・・・・    | 小さじ1 |
| 塩・・・・・・・・・・  | 少々     | 大葉・・・・・・・・・・   | 5枚   |
|              |        | 白炒りごま・・・・・・    | 大さじ2 |

#### ■作り方

- ①ご飯は少し少ない水加減で炊く。Aを合わせてすし酢を作っておく。
- ②きゅうりは薄切りにして塩を振り、しんなりしたら、ギュッと水けを絞る。しめさばは斜めに薄切りにしておく。
- ③炊きあがったご飯にすし酢を合わせ、粗熱を取り、2を混ぜる。
- ④大葉は縦半分に切ってからせん切りにし、炒りごまと一緒に3に散らして仕上げる。

#### 一口メモ

食酢には、肥満気味の方の内臓脂肪の減少、高めの血圧の低下、食後の血糖値上昇を緩やかにするなどの効果があります。毎日大さじ1杯を目安に継続的に摂ることで効果を発揮します。また、塩味を引き立たせる動きがあるため、料理に使う食塩の量を減らすことができます。

主成分の酢酸には細菌の増殖を防ぐ防腐効果があり、古くからピクルスやしめ鯖など食べ物の保存性を高める効果が知られています。煮物の際に食酢を加えると、魚の骨や肉も柔らかく食べられます。

## 第 3 次赤穂市男女共同参画プランを策定しました

☎市民対話課人権・男女共同参画係 TEL 43・6812 FAX 43・6810

男女共同参画社会基本法及び赤穂市男女共同参画社会づくり条例に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 6～15 年度を計画期間とする「第 3 次赤穂市男女共同参画プラン」を策定しました。

本計画では、4つの基本目標を設定し、男女共同参画に関係する様々な施策を推進していきます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

赤穂市ホームページ「第 3 次赤穂市男女共同参画プラン」▷



## 「兵庫県パートナーシップ制度」が始まりました

☎市民対話課人権・男女共同参画係 TEL 43・6812 FAX 43・6810

法的に婚姻が認められていない同性カップル等の日常生活の困りごとや不安を解消につなげるため、兵庫県パートナーシップ制度が始まりました。市営住宅の入居など、本市の行政サービスの中にも利用できるものがあります。詳しくは県ホームページをご覧ください。

兵庫県ホームページ「兵庫県パートナーシップ制度について」▷



消費者トラブル **ちょっと待った!** ●問い合わせ先 消費生活センター  
TEL 43・7067 FAX 43・6810

## 通信販売での「定期購入」トラブルにご注意!

～いつでも解約できると思っていたのに!?!～

### 事例

スマホで「定期縛りなし」「初回1,800円」と書かれた、美容液の定期コースの広告を見て、いつでも解約可能だと思い注文した。初回の商品が届いた後で、販売業者に解約したい旨を電話で伝えたところ「5回(総額約5万円)の購入が条件の定期コースの契約になっている」と説明された。「広告に『定期縛りなし』と書いてあった」と伝えたが、「特別割引クーポンの『利用する』ボタンを押した際に、5回の定期コースに変更しているの、中途解約はできない」と言われてしまった。

「いつでも解約可能」という広告を見て、購入回数の決まりがない定期コースを申し込む際に「特別割引クーポン」を使用したことで、気がつかないうちに、購入回数

数の条件がある定期コースに変更されてしまうケースがあります。

また、購入回数の決まりがない「定期購入」でも、初回の低価格の商品のみを購入して2回目以降を解約するときは違約金を請求されるケースがあります。

必ず「最終確認画面」で、契約・解約条件等を十分に確認し、定期購入のトラブルを未然に防止しましょう。

### ●トラブルにあわないために

- ▷「最終確認画面」をスクロールして、契約条件を最後まで確認しましょう。
  - ▷「特別割引クーポン」を利用する際も十分に確認しましょう。
  - ▷契約条件が記載されている画面は、スクリーンショット(※)で保存しましょう。
- ※スクリーンショット:スマホの画面をそのまま画像として保存できる機能

### 契約条件のチェックリスト

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 定期購入が条件になっていませんか     | <input type="checkbox"/> 解約の際の連絡手段を確認しましたか      |
| <input type="checkbox"/> 継続期間や購入回数を決められていませんか | <input type="checkbox"/> 解約・返品の条件を確認しましたか       |
| <input type="checkbox"/> 支払うことになる総額はいくらですか    | <input type="checkbox"/> お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか |



画像の出典:独立行政法人国民生活センター「子どもサポート情報第 166 号」





## 後期高齢者医療制度

### 令和6・7年度の保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は、2年ごとに見直されます。

#### ～令和6年度から後期高齢者医療制度の一部が改正されます～

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援するとともに、後期高齢者負担率が引き上げられることとなりました。

#### 保険料率の激変緩和措置について(令和6年度のみ適用)

制度改正による急激な増額を緩和するため、次の①または②に該当する人は令和6年度に限り記載の料率を適用します。

①総所得金額等(※1)から基礎控除額43万円を差し引いた額が58万円(年金収入211万円相当)以下の人  
…所得割率10.32%

②昭和24年3月31日までに生まれた人および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された人  
…賦課限度額73万円

(※1) 総所得金額等とは収入額から次の控除額を引いた金額です。(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費)ただし、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません。

#### 兵庫県の令和6・7年度保険料の計算方法

▷個人ごとの保険料額は、7月中旬に保険料額決定通知書でお知らせします。

年間の保険料は被保険者一人一人が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計します。

年間保険料額  
(上限80万円)  
(※2)

=

均等割額  
(52,791円)

+

所得割額  
(総所得金額等－43万円)×所得割率11.24%  
(※2)

(※2) 上記「保険料率の激変緩和措置について(令和6年度のみ適用)」の①に該当する人については、所得割率は10.32%、②に該当する人については、賦課限度額は73万円が適用されます。

#### 所得の低い人の軽減(令和6年度)

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の令和5年中の総所得金額等が一定の金額以下の人は、均等割額が軽減されます。

| 総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯                 | 軽減割合(軽減後均等割額:年額) |
|---|------------------|
| 基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)              | 7割(15,837円)      |
| 基礎控除額(43万円)+29.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1) | 5割(26,395円)      |
| 基礎控除額(43万円)+54.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1) | 2割(42,232円)      |

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

※年金・給与所得者とは、同一世帯内の被保険者と世帯主のうち給与所得または公的年金等所得およびその両方がある人を行います。

#### 被扶養者であった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減され、年額26,395円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象となりません。

※被扶養者であった人でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

#### ●問い合わせ先

▷資格・給付に関すること・・・医療介護課医療係 TEL 43・6820 FAX 43・6892

▷保険料に関すること・・・税務課市民税係 TEL 43・6803 FAX 43・6892

▷コールセンター・・・兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局

TEL 078・326・2021 FAX 078・326・2744



後期高齢者医療制度の保険料  
(赤穂市ホームページ)

## 健康・福祉

●問い合わせ先 医療介護課介護保険係 TEL 43・6947 FAX 43・7138

### 第9期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定しました

令和6～8年度を計画期間とする「第9期赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定しました。

今後も、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう取り組んでいきます。

なお、これらの計画書は、市ホームページ、介護保険係、各地区公民館でご覧いただけます。

### 令和6年度から介護保険料を改定しました

65歳以上の第1号被保険者の保険料は、3年ごとに見直すこととされています。市の人口は減少していますが、高齢化率は今後も上昇し、要介護認定者数は増加すると予測されます。これらを踏まえ、第9期の保険料基準月額、これまでより300円増額の5,700円としました。ご理解をお願いします。

また、保険料段階については、第8期の9段階から、新たに国が示す標準13段階とし、保険料必要額の増額による負担をすべての対象者に等しく願う観点から、保険料率などの見直しを行いました。各段階ごとの保険料額などは下表のとおりです。

| 第9期(令和6～8年度) |   |       |        |         |
|--------------|---|-------|--------|---------|
| 段階           | 対象の内容   | 率     | 保険料(円) |         |
|              |   |       | 月額     | 年額      |
| 1            | 生活保護、または世帯が市民税非課税で老齢福祉年金受給者<br>世帯が市民税非課税で、公的年金収入額+合計所得金額≤80万円 | 0.285 | 1,625  | 19,494  |
| 2            | 世帯が市民税非課税で、<br>公的年金収入額+合計所得金額80万円超120万円以下                     | 0.485 | 2,765  | 33,174  |
| 3            | 世帯が市民税非課税で、公的年金収入額+合計所得金額120万円超                               | 0.685 | 3,905  | 46,854  |
| 4            | 本人が市民税非課税で、公的年金収入額+合計所得金額≤80万円                                | 0.85  | 4,845  | 58,140  |
| 5            | 本人が市民税非課税で、上記以外   | 1.00  | 5,700  | 68,400  |
| 6            | 本人が市民税課税で、合計所得金額120万円未満                                       | 1.20  | 6,840  | 82,080  |
| 7            | 本人が市民税課税で、合計所得金額120万円以上210万円未満                                | 1.30  | 7,410  | 88,920  |
| 8            | 本人が市民税課税で、合計所得金額210万円以上320万円未満                                | 1.50  | 8,550  | 102,600 |
| 9            | 本人が市民税課税で、合計所得金額320万円以上420万円未満                                | 1.70  | 9,690  | 116,280 |
| 10           | 本人が市民税課税で、合計所得金額420万円以上520万円未満                                | 1.90  | 10,830 | 129,960 |
| 11           | 本人が市民税課税で、合計所得金額520万円以上620万円未満                                | 2.10  | 11,970 | 143,640 |
| 12           | 本人が市民税課税で、合計所得金額620万円以上720万円未満                                | 2.30  | 13,110 | 157,320 |
| 13           | 本人が市民税課税で、合計所得金額720万円以上                                       | 2.40  | 13,680 | 164,160 |

※第1段階から第3段階の保険料率は、低所得者軽減強化後の率

※月額は小数点以下を四捨五入

## 保険・年金

●問い合わせ先 医療介護課国保年金係 TEL 43・6813 FAX 43・6892

### 令和6年度の国保税の税率を決定しました

国民健康保険は、加入者が病気やケガをされたときに安心して医療を受けられるように、保険税を出し合いみんなで助け合う社会保障制度です。今後も医療費は高い水準で推移することが予測されるなか、安定的な事業の運営を維持していくため、今年度の保険税率等を以下のとおり決定しました。

| 区分    | 医療保険分   |         | 後期高齢者支援金分 |         | 介護保険分(40歳～64歳) |         |
|-------|---------|---------|-----------|---------|----------------|---------|
|       | 5年度     | 6年度改正後  | 5年度       | 6年度改正後  | 5年度            | 6年度改正後  |
| 所得割税率 | 7.44%   | 7.45%   | 2.70%     | 2.80%   | 2.23%          | 2.37%   |
| 均等割額  | 25,900円 | 27,400円 | 9,800円    | 10,600円 | 9,600円         | 10,800円 |
| 平等割額  | 17,300円 | 18,200円 | 6,900円    | 7,300円  | 4,900円         | 5,400円  |
| 課税限度額 | 65万円    | 65万円    | 22万円      | 24万円    | 17万円           | 17万円    |

国民年金の学生納付特例の申請はお済みですか

20歳になった学生は申請により、在学中の国民年金保険料納付の猶予を受けることができます。

年度ごとの手続きが必要で、令和6年度申請は、更新のお知らせと同封されている申請書ハガキに記入し、ポストへ投函してください。

4月中旬を過ぎて、更新のお知らせが届かない人や、新たに申請する人は、学生証または在学証明書(原本)を持参のうえ、国保年金係で手続きをしてください。

●問い合わせ先

医療介護課国保年金係 TEL 43・6813 FAX 43・6892

令和6年度の国民年金額が決定しました

今年度の国民年金の金額は名目手取り賃金と物価変動率がともにプラスだったため、額改定ルールに基づき、以下のとおり引き上げられます。

Table with columns for age groups (老齢基礎, 障害基礎, 遺族基礎) and corresponding pension amounts for different segments (e.g., 816,000円, 1,020,000円).

●問い合わせ先

医療介護課国保年金係 TEL 43・6813 FAX 43・6892

募集

シルバー人材センター会員

市内在住の60歳以上および来年3月までに60歳を迎える人で、入会を迷われている方は、まずは説明会にお越しください。

●4月・5月の入会説明会

▷日時 4月24日(水) 5月13日(月)・22日(水) 午後1時30分～

▷場所 センター事務所2F

※オンラインでいつでも入会説明会に参加が可能です。詳しくはホームページをご覧ください。

●お仕事承ります

施設等の管理業務等、お気軽にご相談ください。

●問い合わせ先

シルバー人材センター TEL 43・7200 FAX 43・4687 https://webc.sjc.ne.jp/ako-sjc/index

キンダースクール参加者

第1期(5～7月)

キンダースクールは幼稚園や保育所等を利用していない児童とその保護者を対象に、子どもの遊びと親同士のふれあいを通じて児童の健全育成を推進するとともに、地域における子育て家庭への支援を行う事業です。

●実施保育所

御崎・坂越・有年保育所

●対象者

令和4年4月1日以前に生ま

れた児童とその保護者 各10組

●活動日時 月3回

午前10時～11時

●参加料 月額1,000円

●申込方法 4月18日(木)

午前10時30分までに、希望する保育所に申込書を提出してください。

●問い合わせ先

▷御崎保育所 TEL 42・3338 ▷坂越保育所 TEL 48・8458 ▷有年保育所 TEL 49・2297 ▷こども育成課 TEL 43・7065 FAX 43・6895

赤穂こどもエコクラブメンバー

赤穂こどもエコクラブでは、自然学習や社会体験を通して、子どもたちの環境に対する知識や考え方を身につける活動を行っています。あなたも一緒に活動してみませんか?

●募集対象・人数

市内小学校4年生～6年生 30名程度(1年間を通して活動できる人)

●活動予定

原則5月～3月の第3日曜日のうち、年8回程度

●申込期限

4月22日(月)

●申込方法

市ホームページに掲載の申込用紙を環境課まで持参または必要事項(学校名、学年、名前、生年月日、住所、電話番

号、メールアドレス)を電話・メール・FAXのいずれかの方法で、環境課までご連絡ください。詳しくは、市ホームページでご確認ください。また、令和5年度の活動内容をまとめたエコクラブだよりを市ホームページで公開していますので、ご覧ください。



●問い合わせ・申し込み先

環境課 TEL 43・6821 FAX 43・6892 メール kankyo@city.ako.lg.jp

Come and Join Us !! 国際交流協会(AIFA)会員募集中

新年度会員を募集します。会員の方には、会報誌(年2回)やセミナー・イベント等のご案内をお送りします。

当会は会員の皆さんからのご支援により活動を行っています。一人でも多くの方のご参加をお待ちしています。

●年会費

▷個人 1口1,000円 (※高校生以下は免除)

▷団体・法人 1口10,000円

●事業内容

在住外国人への日本語教室、国際理解講座 など

●申し込み方法 所定の申し込み用紙に年会費を添えて下記

へ申し込んでください。

※申し込み用紙は下記で配布しています。

●問い合わせ・申し込み先

赤穂市国際交流協会事務局(市民対話課内) TEL 43・6818 FAX 43・6810

「トッパアーティストに学ぶ」金重尹郎 電動ろくろで「陶芸教室」受講生

●日程 内容は全て同じです。

①4月20日(土)各コース2時間 Aコース午前9時30分～ Bコース午後0時30分～ Cコース午後3時～ Dコース午後5時30分～ Eコース午前9時30分～ ②4月21日(日)1時間30分

●会場 市民会館(中央公民館)

●講師 金重尹郎 氏

●定員 A～Dコース各8名 Eコース6名

●受講料

大人4,500円 子ども(小・中学生)3,500円 親子での参加はお子様1名につき500円割引

※土代、焼成費込み、送料別途

●申込期限 4月19日(金)

●申し込み・問い合わせ先

市民会館(中央公民館) TEL 43・7450 FAX 43・8440

大阪・関西万博ボランティア

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会と大阪府・大阪市

では、万博の「顔」として、国内外から大阪や関西、万博会場を訪れる方々をおもてなしするボランティアを募集しています。

多くの仲間とともに、万博を盛り上げませんか。

●応募期限 4月30日(火)

●問い合わせ先

大阪・関西万博ボランティアコールセンター TEL 0570・036・035



スマホはこちらから「大阪・関西万博ボランティア募集」▷

お知らせ

デマンドタクシー「うね・のり愛号」みんなで乗って、みんなで支えよう!

ご自宅等(登録場所)から乗降場所8か所を結び、片道300円の便利なタクシーです。

赤穂市民の方で、事前に利用者登録をされた方であれば、誰でも利用できます。

有年地区以外にお住まいの方でも、有年地区にある実家や友人宅などを登録場所とすれば、有年地区内でデマンドタクシーを利用することができます。

利用者登録は、随時受け付けていますので、名簿登録用紙をホームページからダウンロードして、有年公民館または企画政策課に提出してください。

Advertisement for 萬代総合事務所 (Manbei General Office) listing services like legal, real estate, and administrative work.

Advertisement for さくらファミリー 歯科 (Sakura Family Dentistry) located at ION Akaho 2F, listing services like dental and orthodontics.

Advertisement for 株式会社 横山サポートテック (Yokoyama Support Tech Co.) offering moving and home service.

●問い合わせ先

企画政策課  
TEL 43・6867 FAX 43・6822

赤穂市消費者協会定期総会・消費者のつどい

デジタル化の進展に伴い、多様化する消費者トラブルに対し正しい知識を持ち、自ら考え判断できる賢い消費者になるための啓発講演会「消費者のつどい」を開催します。

●日時 5月1日(水)  
午後2時20分～3時30分  
(消費者協会定期総会終了後)

●会場 赤穂市文化会館  
赤穂化成ハーモニーホール  
小ホール

●内容 悪質商法に関する防犯落語  
テーマ「デジタル時代の落とし穴」  
講師 桂 三若 氏

●入場料 無料

●問い合わせ先  
消費者協会事務局  
(市民対話課)  
TEL 43・6818 FAX 43・6810

赤穂かん水塩  
販売等事業者を募集しています


県立赤穂海浜公園「塩の国」のかん水を使った塩(赤穂かん水塩)を、販売や飲食メニュー等として活用される事業者(販売等事業者)を募集しています。販売等事業者になるためには、赤穂市への登録が必要です。

●登録要件 「食品製造業」「飲料・たばこ・飼料製造業」「飲食料小売業」「宿泊業」「飲食店」のうち、指定する業種であること

●登録受付 随時

●登録料 無料  
また、4月から市外事業者も販売等事業者として、登録で

きるようになりました。登録を希望する事業者は市のホームページから申請書をダウンロードしてください。

赤穂市ホームページ  
「『赤穂かん水塩』販売等事業者の募集について」  


●問い合わせ・申し込み先  
商工課  
TEL 43・6838 FAX 46・3400

事業主のみなさま！年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

働き方・休み方の改善をこれからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも役立つ「年次有給休暇の計画的付与制度」や労働者のさまざまな事情に合わせた柔軟な働き方・休み方に役立つ時間単位の年次有給休暇の活用が効果的です。

制度の導入に関するご相談は下記にお問い合わせください。

●問い合わせ先  
兵庫労働局雇用環境・均等部  
TEL 078・367・0700  
FAX 078・367・9050

中小企業者への資金繰り支援

借換需要・事業再構築の取り組みや、過剰債務による事業再生等の資金需要に対応した保証料の軽減を受けることのできる融資制度等により、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者の資金繰りを支援しています。詳しくは、下記へお問い合わせください。

●兵庫県中小企業等融資制度

●問い合わせ先  
兵庫県産業労働部地域経済課  
TEL 078・362・3321  
FAX 078・362・9028


■セーフティネット保証制度

●問い合わせ先  
兵庫県信用保証協会  
TEL 078・393・3900  
FAX 078・393・3986  
中小企業庁事業環境部金融課  
TEL 03・3501・1511  
FAX 03・3501・6861

市内事業者への設備投資支援


●工場立地促進条例に基づく奨励金  
雇用を伴う工場の新設・増設を行う事業者に対する奨励金制度があります。

ただし、工場建設着手30日前までに申請が必要です。

赤穂市ホームページ  
「赤穂市工場立地促進条例に基づく奨励金」  


●中小企業等経営強化法による支援措置


本市の導入促進基本計画に沿った「先端設備等導入計画」を策定し、本市の認定を受けて市内に先端設備等を導入する場合に、固定資産税3年度間分を2分の1に軽減するなどの支援措置を受けることができます。

赤穂市ホームページ  
「中小企業等経営強化法に基づく『先端設備等導入計画』の認定申請受付について」  


●問い合わせ先 商工課  
TEL 43・6838 FAX 46・3400

工場立地法の届出のご案内

敷地面積が9,000㎡以上または建築面積が3,000㎡以上の工場について新設または変更、緑地の削減等を行う場合は「工場立地法」に基づく届出が必要です。

※詳しくは、市ホームページで確認してください。  


●問い合わせ先 商工課  
TEL 43・6838 FAX 46・3400


定額減税説明会のお知らせ(事前予約制)

源泉徴収義務者を対象に、定額減税の説明会を開催します。

●日時 各回定員先着25名  
▷4月25日(木) 午後2時～3時  
▷5月14日(火)  
①午前10時～11時  
②午後2時～午後3時

●会場 相生税務署 1階会議室

●申し込み・問い合わせ先  
相生税務署法人課税部門  
TEL 0791・23・0231 (内線112)  
※定額減税の概要については、下記を参照ください。

国税庁ホームページ  
「定額減税について」  


催し

健康サポート教室  
～新緑ウォーキング～

新緑の気持ちが良い季節と一緒にウォーキングしませんか？赤穂城跡や公園、バラ園の風景を眺めながら約1時間ウォーキングを楽しむ予定です。

普段なかなか会うことのない医療従事者と健康について楽しくお喋りしながら歩きましょう。汗をかくと思いますので水分とタオルを持参して動きやすい格好でお越しください。

個人のペースに合わせて無理なくウォーキングします。

●開催日時 5月11日(土)  
午後2時～4時  
●集合日時 午後2時  
赤穂市民病院 1階正面玄関  
●申し込み不要 雨天時は3階講義室で運動します。

●問い合わせ先  
赤穂市民病院地域医療室  
TEL 43・8458 FAX 43・8465

赤穂市立有年考古館企画展「赤穂の山寺～中世・祈りの歴史～」

赤穂市内では、中世の山寺が多く営まれました。今回の展示では、最新の調査成果を解説するパネルや、調査で出土した遺物などを交えながら、赤穂の山寺について紹介します。

●開催期間 火曜日休館

4月24日(水)～7月1日(月)

●開館時間  
午前10時～午後4時  
※入館は午後3時30分まで  
●入館料および観覧料 無料  
●問い合わせ先  
赤穂市教育委員会文化財課  
TEL 43・6962 FAX 43・6895

お忘れなく！！

納期限は**5月31日(金)**です

|  |  |
|--|--|
| ○市税○軽自動車税(種別割)<br>※5月13日(月)通知予定  | 税務課市民税係<br>TEL 43・6803 FAX 43・6892                       |
| 納税証明書が必要な人<br>・税務課窓口で発行手続きが必要です。(※障がい者減免対象者含む)<br>・口座振替による納付の人は <b>5月31日(金)から1週間程度</b> は「 <a href="#">口座振替記帳済み通帳</a> 」を窓口で確認のうえ、納税証明書を発行しますので、 <b>通帳を持参してください。</b> |  |
| 減免対象の人<br>一定の障がいのある人のために使用されている軽自動車については、 <b>軽自動車税(種別割)の減免制度</b> があります。<br><b>該当する人は、5月31日(金)までに税務課へ申請を！</b>   |  |
| ○県税○自動車税(種別割)  | 兵庫県西播磨県民局龍野県税事務所<br>TEL 0791・63・5130<br>FAX 0791・63・2560 |

ハーモニーインフォメーション  
HARMONY INFORMATION

赤穂市文化会館  
赤穂化成ハーモニーホール TEL 43・5111

チケット予約専用 TEL 43・5144 FAX 43・5950  
ホームページ <https://www.ako-harmony.jp/>  
Facebook <https://www.facebook.com/akoharmony>  
自主事業のお知らせはFacebookで配信中！！  
主催(公財)赤穂市文化とみどり財団



オペラ「蝶々夫人」ハイライトコンサート～ええとこどり！  
\*佐渡裕芸術監督プロデュースオペラ2024 関連企画  
4月20日(土) 午後3時開演 小ホール 全席指定 残席わずか  
入場料: 一般1,000円(友の会800円) 高校生以下500円(友の会割引なし)  
出演: 梨谷桃子、古屋彰久、伊藤友祐、山際すみ佳、ケーシーハシモト、西尾麻貴  
※未就学児の入場はご遠慮ください。

松竹特別歌舞伎～獅童・陽喜の親子共演と種之助の軽快な踊りにご注目ください！～  
7月14日(日) 午後1時半開演 大ホール 全席指定  
出演者: 中村獅童、中村種之助、中村陽喜ほか  
演目: 中村獅童のHOW TO かぶき、其侘対編笠 鞆當、供奴、橋弁慶  
入場料: 大人 一等席7,000円(友の会6,000円)、二等席6,000円(友の会5,000円)  
高校生以下 一等席2,000円、二等席1,000円(友の会割引なし)  
※3歳以上有料(3歳未満は保護者の膝上鑑賞1名のみ可。ただし、座席が必要な場合は有料) 当月発売  
発売日: 友の会4月21日(日)、一般4月26日(金)  
\*いずれも窓口販売午前9時～、電話予約午後1時～

※上記公演日の中止または出演者・曲目などが変更となる場合があります。  
※詳細は、赤穂市文化会館までお問い合わせください。(開館日: 火曜日を除く午前9時～午後5時15分)



# すくすく育て！わが家のホープ



元気で優しいそうあくんとあくちゃんできてね

(父 風登 母 麗奈 より)



元気で優しいキアちゃんに  
なってね

(父 秀 母 唯来 より)

寺田 蒼亜 ちゃん

令和元年6月21日生まれ

寺田 海亜 ちゃん

令和3年9月22日生まれ

山本 絆亜 ちゃん

令和5年11月28日生まれ



満開の桜のような可愛い澪桜。  
パパとママの宝物。  
(父 琢也 母 咲希 より)

間鍋 澪桜 ちゃん

令和5年4月1日生まれ



ここちが大好き ねえねと  
すくすく大きくなってね  
(父 憲司 母 香奈子 より)

山科 心夏 ちゃん

令和5年8月14日生まれ



Our sweetie

(父 憲司 母 香奈子 より)

山科 夏実 ちゃん

令和3年7月16日生まれ



☆未就学児の「わが家のホープ」を募集しています☆

●問い合わせ先 広報係 TEL 43・6873 FAX 43・6892 メール kouhou@city.ako.lg.jp  
ホームページ <https://www.city.ako.lg.jp/koushitsu/hishokouhou/hope.html>

## ◆表紙の説明◆

市内各所で卒業証書授与式や修了式が開催されました。表紙の写真は、赤穂中学校の卒業式で卒業生代表がお別れの言葉を読み上げている場面です。(3/8 赤穂中学校)

広報  
あこう



広報あこうがスマホで見られます。

[https://machihiro.town/lp/hyogo\\_ako](https://machihiro.town/lp/hyogo_ako)

各コンテンツの視聴に関して

マチイロ  
マチを好きになるアプリ



Facebook・YouTube・マチイロは無料でダウンロード・利用できますが、ダウンロードおよび視聴にかかる通信料は自己負担です。利用する端末の契約内容によっては高額となる場合がありますので、ご注意ください。

## ■編集後記■

4月号の巻頭は令和6年度予算特集です。市の財政状況を理解いただく助けになれば幸いです。

さて、この春の人事異動で㊦は広報係を離れることとなりました。広報紙の制作やYouTube動画の制作など、形の残る仕事をさせていただくことができ、苦労もありましたが、大変幸せな3年間でした。ありがとうございました。

来月からは新しい担当者の制作する広報紙がお手元に届きます。今後とも、広報あこうをよろしく願いいたします。㊦